

## 重要なお知らせです

## 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳～5歳児(小学校就学前)までの子どもの保育料が全額無償化され、預かり保育料についても一部無償化されます。無償化の対象になるためには、事前に「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

## 預かり保育月額12,300円まで無償

預かり保育を利用されている場合、共働き世帯等の3歳～5歳児(小学校就学前)までの子供で(★)保育の必要性の認定を受けた場合は、月額最大12,300円までが無償化されます。

月額12,300円を上限として、「利用日数×490円」と「施設に支払った預かり保育料」を月毎に比較し、低い方を補助します。

## (★)保育の必要性とは

保育を必要とする場合とは、**保護者全員**が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合をいいます。(認可保育園へ入園申込をする場合と同等の基準です)

※下記に掲げるものが常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。

- ◎就労(月48時間以上、パート・夜間就労・居宅内労働などすべての就労を含む)
- ◎求職活動(起業準備を含む)
- ◎妊娠、出産※出産(予定)日の前後56日間
- ◎就学(職業訓練高等における職業訓練を含む)
- ◎保護者の疾病・負傷・障害・指定難病
- ◎虐待やDVのおそれがあること
- ◎同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ◎(第2子等の)育児休業を取得する前より保育サービスを継続している場合
- ◎災害復旧
- ◎(出産されたお子さんが2歳になる年の年度末まで)
- ◎その他、上記に類する状態として区が認める場合



該当がある方は裏面をご確認の上、申請してください。  
(電子申請可)

## 預かり保育無償化手続きの流れ



### STEP1: 区の認定を受ける

- ・下記「預かり保育無償化にかかる認定手続きについて」をご覧ください。認定された方には、「子育てのための施設等利用給付認定通知書」が届きます。
- ・区役所に申請を行った日(郵送の場合は到達した日)以降が認定日となり、認定前の預かり保育ご利用分は、無償化の対象外です。

### STEP2: 利用した施設等に預かり保育料を支払う

- ・認定を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。  
利用した施設等から発行される『領収書兼提供証明書』は、給付金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。※石浜橋場こども園は『提供証明書』

### STEP3: 区に請求する

- ・請求は年4回(8月、11月、翌年2月、翌年5月)を予定しており、認定を受けた方に別途ご案内します。
- ・通知が届いたら、『請求書』と『領収書兼提供証明書』を指定された期間内に区に提出してください。

### STEP4: 無償化

- ・負担した利用料に相当する給付(上限12,300円)を区が請求者に支払い無償化されます。  
(請求時に指定された口座に振り込まれます。)

### 預かり保育無償化にかかる認定手続きについて

【書面申請】：(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書

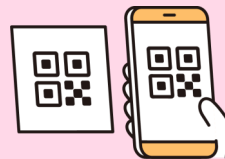
(2) 保育の必要性が確認できる書類(保護者全員分の勤務証明書等)

※(1),(2)の様式は保育課・園にて配布または区HPからダウンロードできます。

※(2)保育の必要性が確認できる書類については、(1)子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面に記載がありますので、ご確認の上ご提出ください。

【電子申請】：二次元コードを読み込み、申請してください。

※上記(2)の書類添付必須です。(保育の必要性が確認できる書類については、申請フォーム内をご確認の上ご提出ください。)



### 【お問い合わせ】

認定に関すること：台東区こども家庭部保育課認定担当 03-5246-1234

請求に関すること： 給付担当 03-5246-1309